

～課税限度額と保険税軽減範囲などが変わります～

被保険者間の保険税負担の公平の確保および中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、平成 31 年度から国民健康保険税条例の一部を改正しました。

1. 課税限度額について

保険者に課税する金額の上限となる「課税限度額」を下記のとおり引上げます。

	改正前	改正後
医療給付費分	58 万円	61 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	19 万円
介護納付金分(※)	16 万円	16 万円
計	93 万円	96 万円

(※)介護納付金分は 40 歳以上 65 歳未満の被保険者に課税されます。

2. 軽減制度について

国民健康保険税の 5 割軽減および 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準が緩和されます。

5割 軽減	平成 30 年度(改正前)	基準額 33 万円 + 27.5万円 × 国保加入者及び特定同一世帯所属者(※)の人数
	平成 31 年度(改正後)	基準額 33 万円 + 28万円 × 国保加入者及び特定同一世帯所属者(※)の人数
2割 軽減	平成 30 年度(改正前)	基準額 33 万円 + 50万円 × 国保加入者及び特定同一世帯所属者(※)の人数
	平成 31 年度(改正後)	基準額 33 万円 + 51万円 × 国保加入者及び特定同一世帯所属者(※)の人数

3. 軽減特例について

被用者保険の被扶養者であった方の均等割額・平等割額の軽減特例を廃止・縮小します。

平成 30 年度まで	平成 31 年度以降
当分の間 5 割軽減	国保加入後、2 年を経過する月までは 5 割軽減 (その後は軽減なし)

※被用者保険の 65 歳以上の被扶養者が、国保に加入した場合の軽減制度です。